

訪問看護サービス契約書

株式会社 D'EFFORT
ここから訪問看護リハビリケアセンター南

重要事項説明書 (訪問看護)

1. 事業所の概要

事業所名	株式会社 D' EFFORT ここから訪問看護リハビリケアセンター南
所在地	〒224-0032 神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央 13-2 宮下ビル 401
事業所指定番号	第 1463890431 号
所長・連絡先	所長：東 智洋 連絡先：045-479-9056
サービス提供地域	横浜市都筑区、青葉区、港北区、緑区、川崎市宮前区

2. 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人員
所長	管理者は業務の管理を一元的に行います。	1名(常勤)
訪問看護師	かかりつけの医師より訪問看護指示書を受けた後、利用者様の状態に合せ、必要に応じたサービスを提供します。	名(常勤) 名(非常勤)
理学療法士	状態の安定している方へのリハビリテーションをします。	名(常勤) 名(非常勤)
作業療法士	状態の安定している方へのリハビリテーションをします。	名(常勤) 名(非常勤)
言語聴覚士	言語障害・嚥下困難等でお困りの方へリハビリテーションをします。	名(常勤) 名(非常勤)
事務担当職員	事務業務又は事務職務の連絡等を行います。	名(常勤) 名(非常勤)

3. 営業日及び営業時間

営業日	営業時間
月曜日から金曜日まで 但し、祝日及び12月30日から1月3日までを除きます。	午前9時から午後6時まで

(注) 年末年始(12/30~1/3)、土日祭日はお休みとさせていただきます。

※ご利用者様の状況に応じて、必要な場合には営業時間以外での訪問看護活動を行っています。

※緊急時訪問看護加算(Ⅰ)又は(Ⅱ) 利用する 利用しない

4. サービス内容

- ① 健康状態の観察（血圧・体温・呼吸の測定、病状の観察）
- ② 日常生活の看護（清潔・排泄・食事など）
- ③ 在宅リハビリテーション看護（寝たきりの予防・手足の運動など）
（理学療法士等の訪問）
 1. 訪問看護計画書および報告書の作成について、看護師との連携が必要となるため、当ステーション看護師が計画作成のために定期的に訪問いたします。その後は、適宜必要と判断した際には相談の上、看護師が訪問する場合がございます。
 2. 現在の理学療法士等の訪問につきましては、看護業務の一環であり看護師の代わりに理学療法士等が訪問しておりますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。
- ④ 療養生活や介護方法の指導
- ⑤ 認知症の介護・お世話と悪化防止の相談
- ⑥ カテーテル類の管理・褥瘡の処置など医師の指示に基づいての看護
- ⑦ 生活用具や在宅サービス利用についての相談
- ⑧ 終末期の看護

5. サービス利用料及び利用者負担 ⇨ 別紙参照

6. 当事業所におけるサービス提供方針は次の通りです。

- ① 指定訪問看護の実施にあたっては、かかりつけの医師の指示のもと、対象者の心身の特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養が継続できるように支援するものとなります。
- ② 指定訪問看護を行う事業所は、開設事業者とは独立して位置付けるものとし、人事・財務・物品管理等に関しては管理者の責任において実施します。
- ③ 訪問看護の実施にあたっては、関係市町村、地域の医療、保健、福祉サービス機関との密接な連携に努め、協力と理解のもとに適切な運営を図るものとしします。

7. 秘密保持

事業所及び訪問看護師は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。但し、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から、文書で同意を得るものとしします。

8. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

9. 虐待防止に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。

- 1 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会（TV 電話装置等を活用して行う事ができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- 2 事業所における虐待の防止のための指針を整備します。
- 3 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に行います。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。

10. 感染症蔓延及び災害等発生時の対応

①感染症蔓延及び災害等発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。

- ②指定感染症蔓延時には通常の業務を行えない可能性があります。
感染症の拡大状況を把握し、予防対策を講じて、必要な訪問を行います。

1 1. 相談窓口、苦情対応

- 当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

電話番号	045-479-9056
FAX 番号	045-479-9057
担当者	管理者：岩井 菜々子
その他	相談・苦情については、管理者及び担当訪問看護師が対応します。不在の場合でも、対応した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、担当者、管理者に引き継ぎます。

- その他、お住まいの区役所及び神奈川県国民健康保険団体連合会においても苦情申し立て等ができます。

神奈川県国民健康保険団体連合会（国保連）	所在地：横浜市西区楠町 27-1
	電話番号：045-329-3447
	FAX 番号：0570-033110
横浜市福祉調整委員会事務局	所在地：横浜市中区港町 1-1
	電話番号：045-671-4045
	FAX 番号：045-681-5457
1 都筑区 高齢・障害支援課	所在地：横浜市都筑区茅ヶ崎中央 32-1
	電話番号：045-948-2301
	FAX 番号：045-948-2490
2 青葉区 高齢・障害事務係	所在地：横浜市青葉区市ヶ尾町 31-4
	電話番号：045-978-2444
	FAX 番号：045-978-2427
3 港北区役所高齢・障害支援課	所在地：横浜市港北区大豆戸町 26-1
	電話番号：045-540-2325
	FAX 番号：045-540-2396
4 緑区役所高齢・障害支援課	所在地：横浜市緑区寺山町 118
	電話番号：045-930-2315
	FAX 番号：045-930-2310
5 川崎市宮前区役所 高齢・障害支援課	所在地：川崎市宮前区宮前平 2-20-5
	電話番号：044-856-3242
	FAX 番号：044-856-3163

12. 運営法人の概要

事業者	株式会社 D' EFFORT
代表者	代表取締役 東 智洋
所在地・連絡先	〒224-0032 神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央 16-6 ユーデス港北 1F
事業所	ここから訪問看護リハビリケアセンター南
管理者	岩井 菜々子
所在地・連絡先	〒224-0032 神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央 13-2 宮下ビル 401

【説明確認欄】 重要事項について文書を交付し、説明しました。

事業者 所在地 〒224-0032
神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央 16-6 ユーデス港北 1F
名称 株式会社 D' EFFORT
代表者 代表取締役 東 智洋 (印)

事業所 所在地 〒224-0032
神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央 13-2 宮下ビル 401
名称 ここから訪問看護リハビリケアセンター南
管理者 岩井 菜々子

令和 年 月 日

説明者

【利用者確認欄】 私は重要事項について説明を受け、同意し、交付を受けました。

令和 年 月 日

利用者 _____ (印)

【別紙 1】

訪問看護サービス説明書

1. サービスの内容

- 1) 「訪問看護」は、利用者の居宅において看護師その他省令で定めるものが利用上の世話、又は必要な診療の補助を行うサービスです。
- 2) 事業者は、次の日程により訪問看護サービスを提供します。
- 3) サービスは、「訪問看護計画書」に沿って計画的に提供します。

	曜日	時間帯	内容（概要）
(1)	曜日	: ~ :	
(2)	曜日	: ~ :	
(3)	曜日	: ~ :	
(4)	曜日	: ~ :	

2. サービス提供の記録等

- 1) サービスを提供した際には、あらかじめ定めた「訪問看護記録書」等の書面に記載します。
- 2) 事業者は、一定期間ごとに「訪問看護契約書」の内容に沿って、サービス提供の状況、目標達成等の状況等に関する「訪問看護記録書」その他の記録を作成します。
- 3) 事業者は、前記「訪問看護記録書」その他の記録を作成完成後 5 年間は適正に保管し、利用者の求めに応じて閲覧に供し、又は実費負担によりその写しを交付します。

3. サービス提供責任者等

サービス提供の責任者は、次の通りです。

サービスについてご相談やご不満がある場合には、どんなことでもお寄せください。

氏名：岩井 菜々子

連絡先：045-479-9056

4. 利用者負担金

- 1) 利用者からいただく利用者負担金は、別表の通りです。
- 2) この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。
- 3) 介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む）には、全額自己負担となります。（介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります）
- 4) 利用者負担金は、毎月 26 日にご指定の金融機関の口座から引き落とします。
(注) 交通費は、事業者の通常のサービス地域をこえる場合にのみ必要となります。

5. キャンセル

1) 利用者がサービスの利用を中止する際には、速やかに次の連絡先までご連絡ください。

連絡先 : 045-479-9056

2) 利用者の都合でサービスを中止にする場合には、可能な限りサービス利用の前々日までにご連絡ください。連絡がなく訪問看護師がお家に伺った場合は、キャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。ただし、利用者の容体の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

キャンセル料金 : サービス自己負担相当額

6. その他

1) サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ①看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いは致しかねますので、ご了承ください。
- ②看護師等は、介護保険制度上、利用者の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされていますので、ご了承ください。
- ③看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

サービス契約に当たり上記のとおり説明します。

令和 年 月 日

事業者 所在地 〒224-0032
神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央 16-6 ユーデス港北 1F
名称 株式会社 D' EFFORT
代表者 代表取締役 東 智洋 (印)

事業所 所在地 〒224-0032
神奈川県横浜市都筑区茅ヶ崎中央 13-2 宮下ビル 401
名称 ここから訪問看護リハビリケアセンター南
管理者 岩井 菜々子